

平成21年度 公の施設の指定管理者監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
 2 監査対象 株式会社日本メカトロニクス
 都市整備部 道路管理課(指定管理に関する事務の所管課)
 3 監査実施期間 平成22年2月3日
 4 監査結果報告 平成22年3月31日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【株式会社日本メカトロニクス】

<p>(1)管理業務委託の契約について 管理業務の一部を平成18年度から三重交通警備株式会社に委託しているが、契約期間が平成18年4月1日から平成19年3月31日の契約書しか確認できなかった。契約書は委託業務の内容、委託料等を確定する重要な書類となるので、毎年度書面で契約するよう改善すること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成22年4月1日 三重交通警備株式会社につきましては、平成22年4月1日付で契約書を作成し、以降1カ年ずつ自動更新といたしました。他社につきましては平成21年4月1日付で契約し、以降1カ年ずつ更新となっております。</p>
<p>(2)制服代の支出について 指定管理者が平成18年4月1日に三重交通警備株式会社と交わした四日市市営駐車場管理業務委託契約の仕様書によると、業務委託に要する制服、制帽、作業服等日常の勤務に要するものは受託者の負担とするとあるが、指定管理者が平成20年6月に制服代を支出し、一般管理費に計上していたので、適正な支出に注意すること。【注意事項】</p>	<p>(注意事項により回答不要)</p>
<p>(3)管理経費の計上について 株式会社日本メカトロニクスは平成20年度で3年間の契約切れとなり、新たに平成21年度から5年間の指定管理者となった。平成21年度から導入する自動精算機器に対応する駐車券、回数券等を準備するため、平成21年3月度に購入経費を計上しているが、平成21年度の経費として計上すべきであり、適正な会計処理に注意すること。【注意事項】</p>	<p>(注意事項により回答不要)</p>
<p>(4)現金出納簿の管理について 現金出納簿が作成されていなかったため、毎日の入出金について出納簿を作成し、適正に管理すること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成22年4月1日 前年度までは、係員と責任者が月中に確認と月初めに棚卸と確認を行っていましたが、ご指摘後現金出納簿を作成し、正しく記帳し、上記確認と共に運用するよういたしました。</p>

<p>(5)接遇の向上について</p> <p>事業計画では利用者に対するサービスの向上計画として、アンケートを実施するとあるが、平成20年度中には実施されていなかった。また、平成21年4月から自動精算システムを導入し、直接利用者の声を聴く機会は少なくなるが、利用者の声を日々のサービスに反映させるため、アンケートを実施するなど、サービス、接遇の改善に具体的な取組を行うこと。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成22年4月1日</p> <p>平成21年度にはアンケートを実施し、利用者の声を集めました結果、料金に関する回答では「高い」というご意見が大部分を占めています。施設の構造に関する回答では、通路・車室が狭い、または暗いなど建物の構造的な指摘が大多数でした。平成22年度も引き続きアンケートを実施し、利用者の声を集め、施設の維持管理、サービス、接遇の向上に努力します。</p>
<p>(6)購入備品のリスト作成について</p> <p>基本協定書第30条において、管理業務の実施のために任意で備品を購入又は調達できることになっている。平成18年度からファックス等を購入しているが、備品リストが作成されていないので、貸与備品との区別を明確にするためにも備品購入リストを作成し、ラベルを貼付して適正な物品管理をすること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成22年4月1日</p> <p>購入備品に関しては、ご指摘後すぐに備品リストとレンタルリストを作成し、各々ラベルを作成・貼付けし、適正な物品管理をしております。</p>
<p>(7)事業計画について</p> <p>事業計画書は、市との駐車場事業請負の年度毎の受託契約書に相当すると考えられる。したがって、(株)日本メカトロニクスはその利用料収入計画値の必達と計画経費以内での業務遂行は責務の範疇であることを再認識すること。特に販売拡大への取組の弱さ、人件費の計画超過、租税公課の市側への割振などは課題であり、真摯な姿勢で取組み、改善すること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】平成22年4月1日</p> <p>平成21年度においては利用料金収入では中央駐車場一般利用が計画比113.6%、同じく公用車利用が95.4%、本町駐車場一般利用が114.4%と中央駐車場の公用車利用以外は計画を大幅に上回る結果となっております。ご指摘頂いた販売拡大の取組みにつきましては、夜間や閉庁日の料金改定をご提案させて頂くとともに、日常の接遇改善を行い、毎日の巡回作業では特に清掃を徹底して行いました。その他、中央駐車場におきましては周辺地図案内をはじめとした掲示・看板類を充実させました。また3・4階の車室区画線の視認性向上の工夫をいたしました。本町駐車場におきましては、ハローワーク利用者の誘導案内を行うことで混雑を緩和し、回転率を向上しました。また、ゲートバー接触事故防止策を実施しました。これらにより「安心・安全な駐車場」をご利用客に印象付けるように、日々努力を重ねて参りました。また、今後も料金改定や看板設置、営繕などのご提案を継続するとともに、日常作業を通じて、より、「安心・安全な駐車場」をご提供できるよう努めてまいります。経費におきましても中央駐車場が計画比74.1%、本町駐車場が77.9%と大幅に節減を達成しました。特にご指摘のあった人件費では、計画比79.6%と圧縮に成功しています。また、租税公課について、平成21年度は、道路管理課様より「当社が納税した消費税(年額)を売上構成比(年間)で按分する」ようご指示頂きましたので、これに従い算出してあります。今後も綿密な事業計画を立案し、遂行することに努力いたします。</p>

【都市整備部 道路管理課】

<p>(1)勤務時間の協定について</p> <p>基本協定に基づき毎年締結する年度協定書では、現場管理者は平日午前8時から午後5時まで常駐することとなっているが、勤務時間は午前8時30分から午後5時30分となっていた。市の開庁時間に合わせ、常駐時間の変更を承認する決裁は確認したが、本来、年度協定書締結時に調整すべき事項であるので、十分に検討し、適正な契約をすること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年4月1日</p> <p>平成22年度四日市市営中央駐車場及び本町駐車場の管理に関する年度協定書第2条に基づき、平成22年度四日市市営中央駐車場及び本町駐車場管理業務仕様書において、現場管理者又は現場管理代行者の常駐時間を午前8時30分から午後5時30分に改め、協定書の締結を行いました。</p>
<p>(2)管理業務の再委託について</p> <p>管理業務の再委託について、基本協定書第17条では「管理業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない、ただしその一部について事前に甲の承認を得た場合はこの限りではない。」とある。管理業務うち料金担当および清掃員について第三者へ再委託しているが、文書による事前承認を取っていなかった。この行為は協定違反であり、(株)日本メカトロニクスを厳しく指導し、再発防止を徹底させること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成22年4月1日</p> <p>管理業務の再委託については、その指導が徹底されておらずご指摘のとおりずさんな管理体制でありました。平成22年度の委託契約については、文書による事前承認の徹底を図るため、四日市市工事執行規則第18条の一部下請届(第10号様式)を参考にして必要事項を記載した申請書の提出を求めます。</p>

平成21年度 公の施設の指定管理者監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
 2 監査対象 株式会社日本メカトロニクス
 都市整備部 道路管理課(指定管理に関する事務の所管課)
 3 監査実施期間 平成22年2月3日
 4 監査結果報告 平成22年3月31日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【都市整備部 道路管理課】

<p>(1)指定管理者への指導監督について 現状では指定管理者への牽制、指導監督体制が十分とはいえない状況にある。指定管理者から提出されている事業計画と実績を比較すると、収入では15.2%減額しているが、経費の減額は4.8%にとどまり、駐車場整備負担金も計画の78.8%になっている。指定管理者が事業計画通りの収入を上げ、経費を削減し、計画の駐車場整備負担金を確保できるよう、事業計画立案時での精査と事後の進捗管理及び日常業務の牽制、月次報告書のより精度の高い確認方法の開発など、指導監督体制を強化すること。【検討事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年9月30日 平成21年度においては、事業計画と実績を比較すると、収入では1.1%の増額であり、経費の支出については、計画の74.6%になり、駐車場負担金については、17.6%増となり、12,000千円の増額になりました。また、平成22年度からは、年度協定書の事項で定められている管理運営費について前年度より10%以上減額し、40,000千円以内とする内容で年度協定を締結しました。なお、指定管理者への指導監督体制の強化については、現地での確認業務を複数の職員でチェックを行い、回収された駐車券についても抜き打ちで提出を求め、収入日計表との整合性についてもチェックしていきたい。</p>
<p>(2)事業収支実績について 現契約では、駐車料の売上高の妥当性とすべての経費の内容をチェックする必要があるが、その仕組みができていない。市職員にとって非常に手間のかかる難解な作業であるが、売上明細と収入金の突合、諸経費の内容精査、駐車回数券の在庫数、金額の妥当性検証等チェックする方法を至急に設計・実施し、事業収支実績数値の妥当性確認に努めること。 また、管理経費に消費税や法人税相当額が計上されているが、税額の算出根拠を示す資料の提示がないし、その税を市が負担する根拠も弱い。早急に対処を図られたい。【検討事項】</p>	<p>【継続努力】 平成22年9月30日 売上の妥当性を検証するため、回収された駐車券の提出を求め、抜き打ちにて調査、確認を行っています。租税の算出根拠については、指定管理者である、(株)日本メカトロニクスとの協議により、平成21年度事業については、会社全体の売上額と本市の売上額との按分で、租税公課の負担を行いました。今後の対策等については、(株)日本メカトロニクスと協議を進めながら、新たな資料の作成及び提出等適正な処置に努めていきたい。</p>

<p>(3)管理業務の再委託について 指定管理者は管理業務のうち料金担当および清掃員について第三者へ再委託しているが、再委託すると、委託先の管理経費が重複するだけでなく、人的な管理監督面でも支障が生じる可能性が高くなるので、承認時にはその点を十分に留意すること。 また、再委託の範囲が大きいのであれば、直接委託することも検討されたい。【検討事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成22年9月30日 管理業務の再委託については、その指導が徹底されておらずご指摘のとおり、管理体制に不備な部分がありました。平成22年度の委託契約については、文書による事前承認の徹底を図るため、四日市市工事執行規則第18条の一部下請届(第10号様式)を参考にして必要事項を記載した申請書の提出を求めました。</p>
<p>(4)指定管理契約の見直しについて 現契約では、売上精査、経費一点別実査など膨大な作業を行わなければ、市に収入される整備負担金の妥当性を確認できないし、その変動によって収入金額は増減し、市側の固定コストをカバーしきれない状況や事故等の発生の可能性もある。 市側が施設・設備に係る減価償却費、修繕費などの固定費をカバーできる一定額をもって指定管理者との契約を賃貸契約に変更することを推奨する。この契約方式であれば、(株)日本メカトロニクスは経営努力がそのまま利益に反映できるメリットもあり、双方十分に協議し、契約の変更を早期に検討されたい。 現契約下では、専門性を有した企業社員でも手間のかかる難作業と考えられるが、契約変更まではその作業を継続する必要があり、担当職員の方々は粘り強い取組みの続行を期待したい。【検討事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成22年9月30日 中央駐車場の管理、運営についてはご指摘のとおり、管理体制に不適切な部分がありました。今回の監査でご指摘の是正改善事項及び検討事項等について、指定管理者である(株)日本メカトロニクスとも十分に協議を行い、双方にメリットの有る方法の検討を継続しています。市民の方からの要望にも真摯に耳を傾け、お互いに納得の出来る方法を検討しています。</p>